

議案第31号

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和5年11月21日午前11時40分頃、町が株式会社十勝大福本舗に賃貸し、社員用の駐車場として使用している幕別町緑町19番地1の町有地において、内部が腐食していた立木の一部が風によって途中で幹折れし、倒壊位置に駐車していた車両を直撃したことにより、フロントガラスが割れ、フレームやパワースライドドアを損傷させる事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額 1,135,027円

(内訳)

車両費（時価相当額）	792,000円
車両買替え諸経費	51,527円
レンタカー代	291,500円

3 損害賠償の相手方

帯広市在住の方